

第23期 水俣学講義

2024.10.3

漁村の暮らし と 水俣病事件

熊本学園大学水俣学研究センター

研究員 井上ゆかり

写真： 芦北県の漁村

本講義について （前回の補足）

- 本講義は、講師の許可を得た場合にYouTubeで映像を授業時間のみ配信しています
- 水俣学研究センターのホームページで授業時間中のみ視聴することができます
- 国内外で視聴をされています
- 皆さんは対面で聞くことができます
- 一般の聴講生の方もこられます



芥川 仁「水俣」

水俣学研究 投稿募集中

詳しくはこちらから

締め切り：2024年9月30日（月）



トピックス

トピックス一覧

NEW 2024年09月26日 第23期水俣学講義1回目 「水俣病事件の歴史と現在」花田昌宣配布資料をアップしました

NEW 2024年09月20日 第21期公開講座「つくりたい水俣の未来を考える」を開催いたします

水俣学アーカイブ

- 国内外で視聴をされています

検索

- 皆さんは対面で聞くことができます

水俣学データベース

- 一般の聴講生の方もこられます

AUDIO VISUAL COLLECTION
映像アーカイブ

1回目学生の皆さんの感想（学びの共有）

- 小学生の頃に水俣に行ったり事例を学んだりしたが、自分たちの生活に起こらないような事なので、自分事には思えずにいる。これは自分で体験してみないと同じような思いにはなれないだろう。
- 印象に残ったことはチッソ社長の「救済は終わった」。水俣病に一度でもなってしまった方は一生その苦しみからのがれることができないことを理解していない暴言
- 水俣市にとっての“チッソ”を考えることが水俣病を理解するために必要だと思う
- 胎児性水俣病という言葉ははじめて聞き、遺伝ではないが生まれてくるときに**障害をもって生まれてくるくらい怖い公害病**でもっと詳しく学びたい→**障害があるということは怖いことですか？**
- 水俣病は暗いイメージが固定されており**被害者に対してとてもかわいそうだと中学校の先生が言っていたが果たしてそうだろうか**とずっと疑問があった。確かに不自由であるし辛いこともたくさんあったと思うがそれでその人の人生をかわいそうだと決めつけるのはおかしい。

1回目学生の皆さんの感想（学びの共有）

- 小学生の時に人権学習で実際に水俣へ行き、水俣病について学びました。しかし、正直なところ自分自身は水俣病について正しい知識を持っているかどうか考えてみるとあまりそうではないと思います。そのため自分自身が現在もっている水俣病に対するイメージや知識が果たして正しいものなのか講義の内容と照らし合わせ（略）
- どうして熊本に住んでいて何度も水俣について学んでいるんだろう？
- 水俣病という名前は昔から聞く名前であって今も水俣病で苦しんでいる人がいるという状況は知らなかった。
→知らないことは恥ずかしいことではありません。課題として取り組めばいい
- 今は水俣病になった方がお亡くなりになられていることが多く、この先をどのように次世代に伝えていくのかなというのが個人的には疑問です
- 最近も環境省と水俣病被害者との懇談で水俣病被害者が話をしているときに環境省側がマイクを切ったことがニュースになっていたが今でも国と水俣市民が闘っていることが改めて分かった

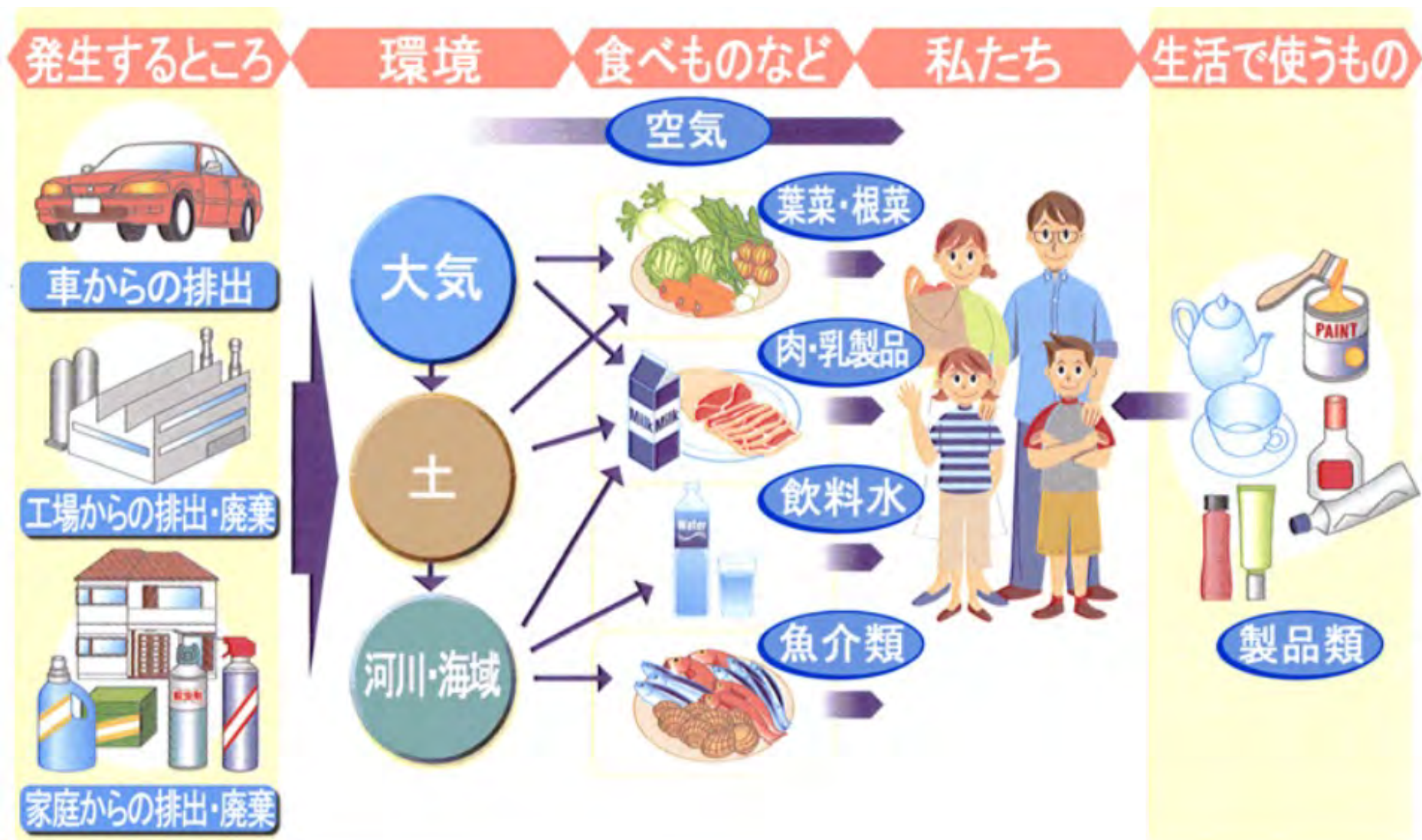
1回目学生の皆さんの感想（学びの共有）

- 患者の声が大事であると思いました
- 被害者たちは果たしてどんな生活を送っているのか。想像力の欠如ということもあるので特に小学校とかで話すのは難しいんだということが分かりました。水俣病の話は確かに言葉を選んだりして話さないとよくないと怖いなどは思うので学校の先生は大変だなと特に熊本は思います。チッソの社長の発言に対しても問題があったり、とても難しい問題です
- 水俣病のことを知るために水俣に行ってみたいと思いました
- 上村智子さんの写真は以前見たことがあるが色々考えさせられるものがあるのでご家族の意向とは違うがもう一度（写真集）をみて水俣病について改めて考えたい
- 大々的にニュースになったり取り上げられたりすることが多くはなく、知名度の低い公害だと思っていました。
- 今熊本ではTSMCという大きい工場ができています。熊本が発展することは嬉しいが水俣病のように工場排水が原因でまた事件がおきてしまうのではないかという心配もある

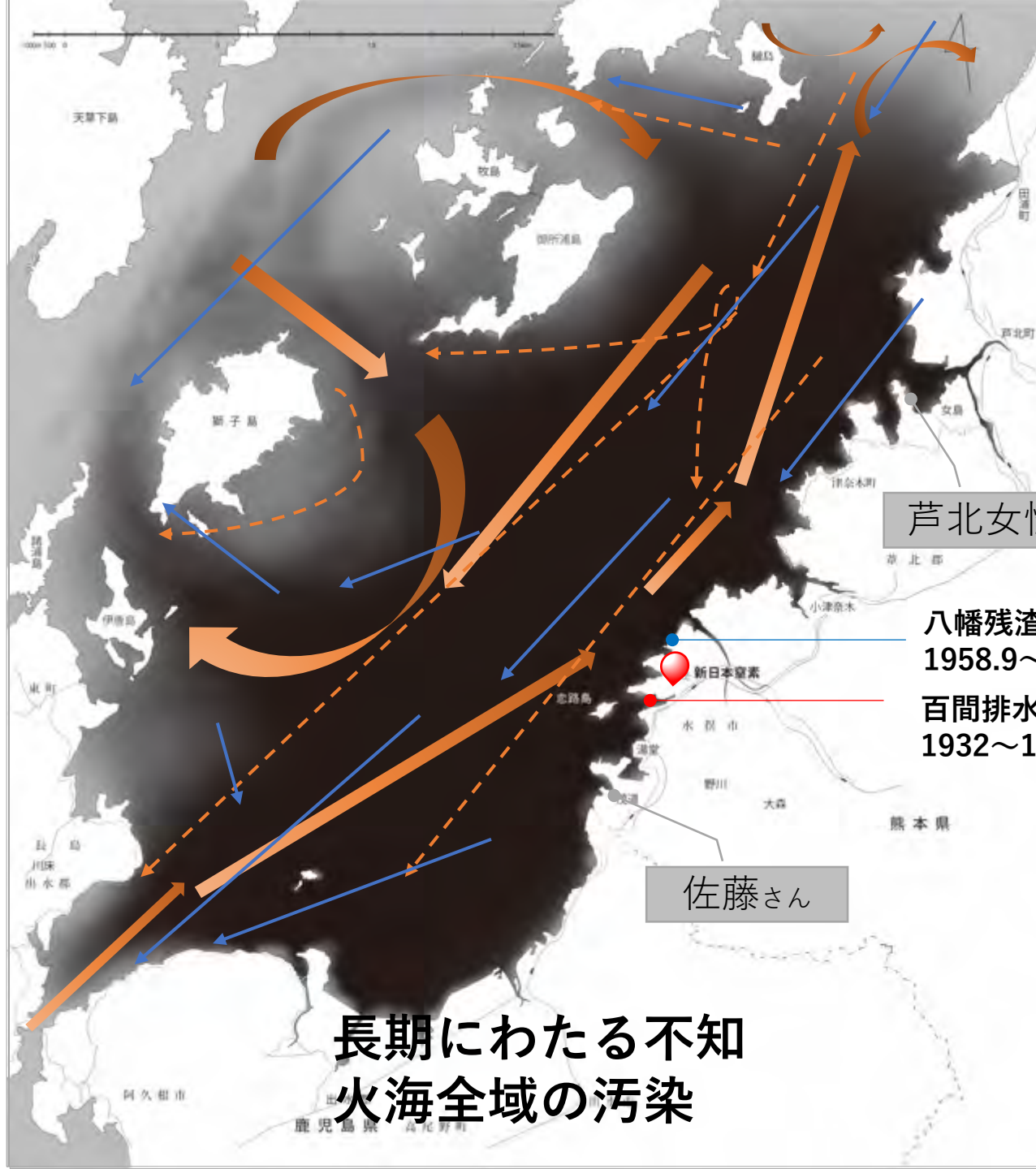
出席カードに 次のことを 書いてください




- 原告たちは、水俣病の訴訟で、何を求めているとあなたは考えますか
- 理解できなかったことや本日の講義への感想（外部講師には皆さんの感想をコピーして渡します）
- なるべく字は濃く書いて下さい（ペンでも可）

曝露、暴露とは何か



出典：化学物質管理HP「4.体に入らなければ、毒にはなりません - 暴露（ばくろ）と暴露量（ばくろりょう）」
<https://www.nite.go.jp/chem/management/kaisetsu/04.html>、2024.6.2最終閲覧。



-  定常流：10メートル層
-  定常流：2メートル層
-  下げ潮

**長期にわたる不知
火海全域の汚染**

芦北女性

八幡残渣プール
1958.9～

百間排水口
1932～1968

佐藤さん

漁業補償 の歴史

1926

チッソと水俣町漁業組合が漁業補償契約「見舞金舞金トシテ一金壹千五百円也ヲ支出シ漁業組合ハ此ノ問題ニ対シテ永久ニ苦情ヲ申出サル事トシテ多年ノ物議ヲ解決シタリ」 p17

1932

チッソ、アセトアルデヒドの製造開始

1940

工場のカーバイド残渣を直接海に破棄。百間港は船舶の出入が満潮時以外は不能となり、大雨の時はあふれていた。そのため浚渫計画を1949年度から県営で計画。地元負担金を工場側の責任として拠出を求めたが終戦前の工場長が現市長であり終戦前チッソはこの百間港に多くを排泄してない、自然的な堆積として主張。土質の調査をした。工場側は負担金に応せず、市負担として始めた。 pp.79-81

1943

チッソ（野口遵）と水俣町漁業組合が漁業補償契約。立会人に水俣警察署長熊本県警部。「第二条 乙及其ノ組合員ハ右漁場ニ於テ将来永久ニ一切ノ損害補償等ヲ主張セザルハ勿論甲ノ水俣工場が平時戦時ヲ問ハズ国家ノ存立上最モ緊要ナル地位ニアルコト並ニ水俣町ノ繁栄ノ為ニ重要性アルコトヲ認識シ其経営ニ支障ヲ及ボサザル様協カスベキモノトス」 pp.54-55

1954

チッソと水俣町漁業組合が漁業補償契約。「甲はその経営する事業より生ずる残滓その他一切の工業用汚悪水等が甲に於て善意の処置を為すも乙の漁業権を有する海面に流出する事に対して年額金四拾万円也を毎年乙へ支払う事を約する。右により乙は今後被害補償その他いかなる要求も一切甲に対して行わない事を約する。」「乙は甲の事業の発展が水俣市民の繁栄と幸福を齊するものであることを認識し将来甲が乙の漁業権を有する海面に於て埋立を計画する場合乙は之を承諾するものとしその場合も前条の金額には変更ないものとする。」 pp.66-67

アセトアルデヒドの生産量と臍帯水銀値のグラフ

水俣病事件

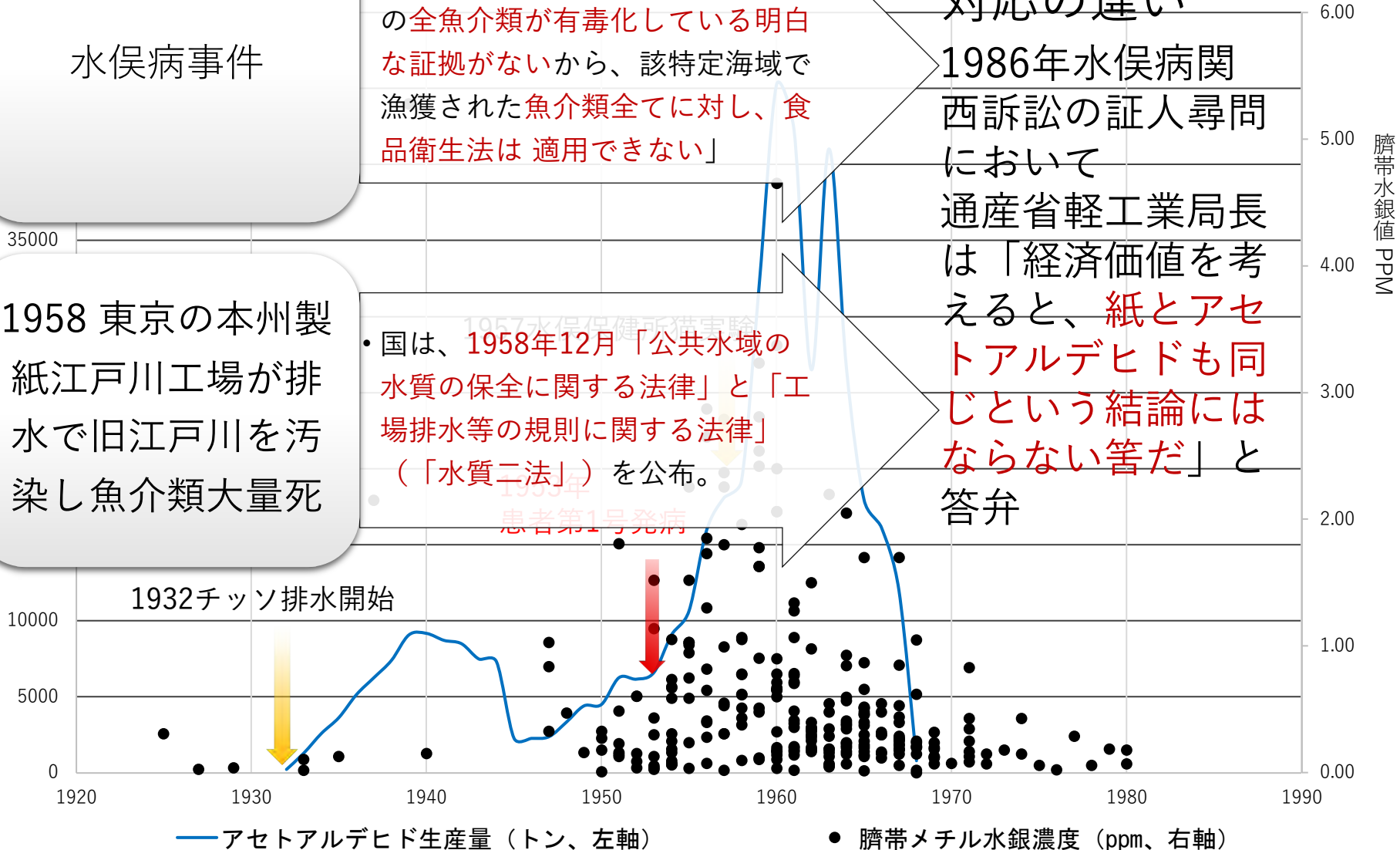
• 1957 厚生省「水俣湾内特定海域の全魚介類が有毒化している明白な証拠がないから、該特定海域で漁獲された魚介類全てに対し、食品衛生法は適用できない」

1958 東京の本州製紙江戸川工場が排水で旧江戸川を汚染し魚介類大量死

• 国は、1958年12月「公共水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規則に関する法律」（「水質二法」）を公布。

なぜ？国による対応の違い

1986年水俣病関西訴訟の証人尋問において通産省軽工業局長は「経済価値を考えると、紙とアセトアルデヒドも同じという結論にはならない筈だ」と答弁



出典：「水俣工場のアセトアルデヒド生産実績と設備の稼働状況」有馬澄雄編『水俣病-20年の研究と今日の課題』青林舎,1979年,159頁 (甲A32) 、へその緒の水銀値は原田正純・頼藤貴志著「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号,2009年,153頁。(甲C2-35)

漁業補償 の歴史

1957

チッソから水俣町漁業組合への漁獲減少で浄化装置など要望したことへの回答書
「排水分析の結果を検討しました処昭和二三一二四年頃と今日と何等変更は見られない」

1959

- 8/30チッソと水俣町漁業組合が漁業補償契約。「第二条 工場汚悪水浄化装置を昭和三十五年三月三十一日迄に完成すること及び残滓等(梅戸港等における焼滓等を含む)の処理を充分にすることを条件とする」「第三条 第一条の補償金額は将来、甲の工場より排出する残滓その他工場汚悪水等の質及び量、並びに物価の著しい変化を生じた場合に何れか一方より申出があったときは甲乙協議の上変更することができる。」「第四条 前条による申出の場合は、過去一年以上にさかのぼり、甲は乙に対し補償金の減額要求を、又乙は甲に対し追加補償要求をしないことを約定する。」
- 8/30チッソと水俣町漁業組合が追加補償に関する契約。「第三条 将来乙は甲に対し本契約締結以前にさかのぼって、一切の漁業被害補償の要求をしないものとする。」
- 12/25チッソと熊本県漁業協同組合が漁業補償契約。不知火海漁業紛争調停委員会が斡旋案を提示し県漁連が受諾。「第一条 甲はその工場排水が乙の漁業に損害を及ぼさないよう調停成立後一週間以内に排水浄化装置(サイクリーター及びセディフローター)を完備し、以て将来における紛争の禍根を根絶するものとする。」「第六条 乙は、将来工場排水が悪化せざる限り、水俣病が過去における甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、一切の追加補償の要求はしないものとする。」

水俣市鮮魚小売商組合

1959.5.25-9.8

1959年6月14日

新聞折り込み「市民のみなさまへ」

「今まで病気になった人は、100%まで危険区域で自分でとって食してきた人たちです」 『水俣病事件資料集』上巻、pp.192-193

1959年6月20日

市内パレード

1959年7月30日

市場において水俣漁師の魚は絶対に買わない様にと全員一致を見、実行

1959年8月 1日

臨時総会にて、水俣漁業者の魚を買わないとする「不買宣言」を決議

1959年8月 6日

水俣市役所とチッソへデモ

出典：「活動日誌」『水俣病事件資料集』上巻、pp.189-192

写真：1959年7月「水俣市内にはられたスローガン」熊日『報道写真集 水俣病50年』2006年。

流通面に与えた影響

(湯浦漁協

1959年10月)

湯浦漁協の組合員82名

うち38名が「生活困難を極め今日、明日の食料入手の途なき家族が日を追うて増加」した。

出典：「請願書」『水俣病事件資料集』上巻、pp.165

主要魚種	影響の発生した時期	主要販路		価格面 (1kgあたり) (単位:円)				備考
		従来	現在	従来 の 平均	影響発生 後の平均	本年9月 中の平均	従来9月 の実績	
ボラ	1959 (昭34)	地元 熊本、人吉	熊本 人吉	180	20~60	30	200	地元では1匹も売れず
コノシロ	1959 (昭34)	地元	人吉	110	40~70	30	120	地元では1匹も売れず
チン	1959 (昭34)	地元	熊本 人吉	200	50~80	60	200	地元では1匹も売れず
ツナシ	1959 (昭34)	地元	東京	80	30~50	35	120	地元では1匹も売れず
ヒラ	1959 (昭34)	岡山 熊本、人吉	岡山 熊本	110	45~60	50	120	地元では1匹も売れず
エビナ	1959 (昭34)	地元	熊本 人吉	115	35~40	35	130	地元では1匹も売れず
タコ	1959 (昭34)	地元、人吉	人吉	150	150	120	120	地元では1匹も売れず

注) 1.本表中「従来」にあるのは昭和32年から昭和33年とする。2.価格は1kgあたりの単価とする。

1959年8月・11月 不知火海沿岸漁民 の抗議行動

- 8月。297人の水俣市漁民と鮮魚小売商組合員が漁業補償を求めた。工場は**水俣病の原因が工場排水だと確定してない**として見舞金300万円を提示
- 11月。9月に津奈木に水俣病患者が確認。水俣以外の漁民も生活困窮。2回にわたりチッソに県漁連が交渉を申し入れるが**拒否**。2000人の漁民と警官隊が衝突、熊本県警は4漁協長を含む141人を書類送検
- 7月 熊大研究班、汚染毒物として水銀が極めて注目されると発表
- **10月 チッソ附属病院、排水を投与したネコ発病
→チッソ、実験中止させる**

写真：1959年8月「漁民の訴え」熊本日日新聞『報道写真集 水俣病50年』2006年

1959年12月 浄化能力のない サイクレーター 設置

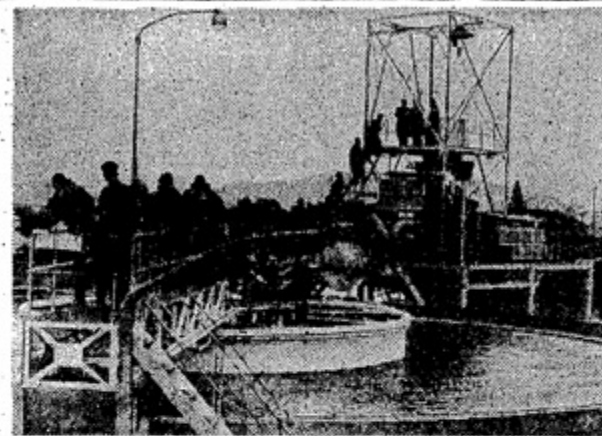
■10月チッソの猫実験

■吉岡喜一社長は完工式
で水路から排水をくみ
「こんなにきれいで
す」と一気に飲み干した。この水は水道水
だった

■西田栄一工場長は「サ
イクレーターを通した
水は水俣川の水よりき
れいになる」と説明

■廃水に溶けた水銀は除
去できない

■廃水経路とは無関係な
場所に設置



新浄化装置を見学する一行

千九百二十人、冬四千二百九十
人にすぎず、収容率はわずか七
〇割だった。とくに入学希望者が
殺到する熊本市では六〇割しか収
容できない。この傾向は年々中学
卒業生が不足しているため一層ひど
くなると見られ、三十九年三月に
はじめての通し、卒業生総数は約
五万一千人となり、進学希望者も
年々不足していく見込み。

この朝本知事はじめ市民会議員
長、村瀬代議士、川瀬福岡連座長
時から現場で行なわれた。

**優秀なる新浄化装置
水俣工場 新日曜
きのう盛大に完工式**

長、小崎日社長、深木良本社長、
長、上原良本部長、大崎日本化
学工業所所長、池元からは中村
市長、楠山水俣工場長、田中、長野
西原、兼北郷各町長ら約百
人が出席し、同工場内運搬道をハ
ズで巡したのち新浄化装置のサ
イクレーター、セディフローター
設備などを見学、尾形工場長の
説明を聞いた。ついで市民会議員
の芳志氏のぞんだ。吉岡新日曜
社長の「朝本知事はじめ調査委員
の努力により泉通連と工場補償
問題が円滑に解決したことを心か
ら感謝する」とあいさつ、西田副
工場長は「浄化装置から自動排水
水溝へ流される水は水俣川の川水
と同等になる。工場としては
こんなにつても同程度の公園を行
ない、批判をあおきたい」と誇り
同市を誇った。東原在任インフ
イル社へ感謝状がおくられ、寺
本知事、村瀬代議士ら六人の来賓
挨拶があった。

いいるとを力説した。この
あと、ハチに降り午後一時の
宴会だ

三十五年を収めた大規模脱炭は二
十三百各戸内示されたが、熊本
県関係では食料の調査やヒヤク
掃箒が比喩ついたのと通関関係
が要求難問だったのがいらい方。
このほか安原共進して継続分は
どうやら順バイだが、新規分は新
なみ切られているので順次に復活
拒絶に入っている。これまでにお
かったまのつぎのとおり。

水俣 県関

出典：熊本日日新聞、1959年12月25日、朝刊3面

1959年12月 見舞金契約

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金成人	10万円/年
年金未成人者	3万円/年 成人達し5万円/年

奇病問題を
終わらせよ
うとする
チツソの力

出典：水俣病研究会蒐集資料「契約書」No.775、1962年12月27日、熊本学園大学水俣学研究センター所蔵
17

第四條 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においてはその月をもつて見舞金の交付は打ち切るものとする。第五條 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする。本契約を証するため本書式通を作成し甲、乙各巻通を保有する。

昭和三十四年十二月三十日

1960年水俣湾および水俣川河口の汚染濃度の高さ

WHO：毛髪水銀値の最大の許容量6ppm

1992年健康な人の毛髪水銀値平均は男性2.98ppm、女性2.02ppm（東京周辺値）

表3 魚介類の水銀量 [湿量重 ppm 但し()内は乾燥 ppm]

水俣地区のもの			八代湾（不知火海）地区のもの			対照地区のもの	
漁獲地	魚介類名	Hg量 ppm	漁獲地	魚介類名	Hg量 ppm	魚介類名	Hg量 ppm
水俣湾	コノシロ	1.62	計	石	13.5	ウバガイ	(1.1)
	カタクチイワシ	0.27		肝*	カツオ	肝	0.3
	コガニ	35.7		胆のう*	カニ	貝	(1.76)
	からわた	2.9		皮*	イ	肝	1.94
	カキ	0.88		芦北	（半乾）	み	0.33
	海藻	0.98		田浦	ボラ（半乾）	わた	0.18
	イシモチ*	0.9		湯浦	ボラ	み	0.16
水俣川河口	イシモチ*	0.4	〃	〃	〃	わた	0.17
	スズキ*	16.6	〃	〃	〃	ア	0.07
	アサリ	20.0	〃	〃	〃	ア	0.24
	チヌ	24.1	津奈木	ボラ（半乾）	3.6	サン	0.04
	チヌ	26.3	タチウオ*	3.28	キビナ	0.04	
	チヌ	8.72	〃	7.5	イワシ	0.10	
	チヌ	15.3	〃	3.63	わた	0.05	
	カニ	14.0	〃	〃	アサリ	0.1	
	ボラ*	10.6	種島	グチ*	3.64	ハマグリ	0.08
	スジテンジク*	19.0	タチウオ*	1.09	ムシキエビ	(0.05)	
		〃	4.56	イワシ	(0.25)		
		〃	4.82	フグ	(0.04)		
		タチウオ	肝*	11.2	アジ	(0.01)	
		〃	肝*	13.4	ハタハタ	(0.03)	
		八代	ボラ	0.04	イリコ	(0.29)	
		〃	〃	0.08			

200倍

* 弱って浮いていた魚

出典：喜田村正次ら「水俣病に関する化学毒物検索成績（第5報）」熊本医学会誌、34、1960年。（甲A23）

漁業補償 の歴史

1960

チッソから水俣町漁業組合が漁業補償契約。水俣市漁業紛争調停委員会の斡旋案を受諾。立会人に不知火海漁業紛争調停委員会：寺本広作（熊本県知事）と中村止（水俣市長）がいる

「第一条 甲は、乙の組合員(昭和三十五年五月二日現在の組合員をいう。)の恒久的な生活安定を計るため、就労希望者のうちから適格者を次のとおり就労させるものとする。」「第五条 乙は、甲に対し水俣病に関する漁業被害については一切の追加補償の要求はしないものとする。なお、乙は、甲に対し将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな補償要求はしないものとする。」

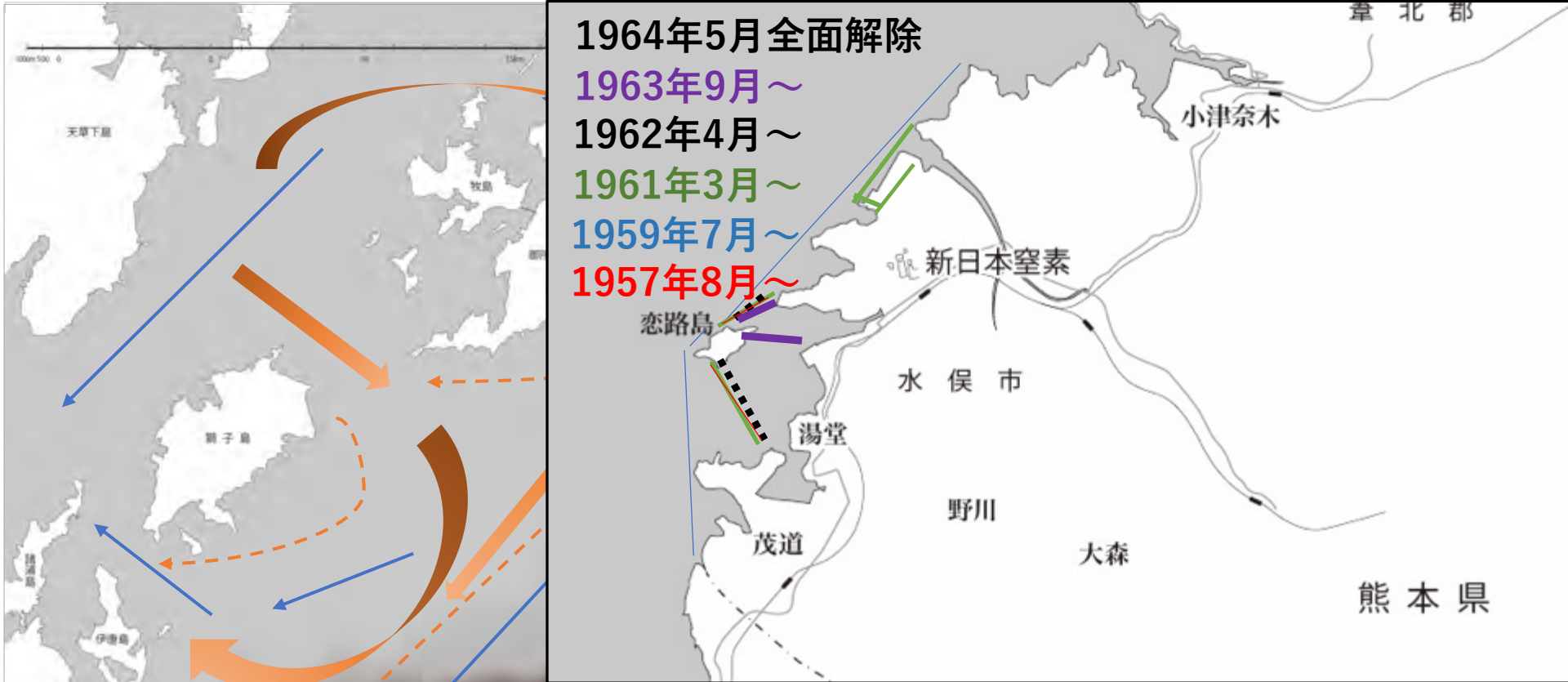
1964

- 12/22 水俣代表者として橋本彦七（水俣市長）と水俣町漁業組合が浚渫工事での漁業補償契約。立会人に寺本広作（熊本県知事）がいる
「第三条 乙は対象区域内の黄色をもって明示された区域のしゅんせつ工事については、漁業に影響が発生しない(ママ)場合のほか、一切の補償は要求しないものとする。」
- 12/22 熊本県：寺本広作（熊本県知事）と水俣漁協が浚渫工事での漁業補償契約。
「第五条 甲の工事施工にあたり、水俣病発生の危険が生じたときは、水俣病審査委員会並に、甲、乙及び水俣市が協議のうえ、工事を中止する必要があると認めるときは、ただちに工事を中止するものとする。」

アセトアルデヒドの生産量と臍帯水銀値のグラフ



出典：「水俣工場のアセトアルデヒド生産実績と設備の稼働状況」有馬澄雄編『水俣病-20年の研究と今日の課題』青林舎,1979年,159頁、へその緒の水銀値は原田正純・頼藤貴志著「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号,2009年,153頁。



1964年5月全面解除
 1963年9月～
 1962年4月～
 1961年3月～
 1959年7月～
 1957年8月～

百間排水口
 1932～1968

水俣市漁協による
 水俣地先の操業自粛区域設定経過

自主規制の
 範囲が狭い

定常流：10メートル層
 定常流：2メートル層
 下げ潮

チッソ・トップに業務上過失致死傷罪判決

1988年2月 公害で加害企業の刑事責任が認められたのは水俣病事件のみ

- 被告：元チッソ社長・元チッソ水俣工場長
 - 1976.5.4：起訴
 - 1979.3.22：一審判決
 - 1982.9.6：二審判決
 - 控訴棄却(被告上告)
 - 1988.2.29：上告棄却
- 患者6人を死亡、1人に傷害を与えたとして、業務上過失致死傷罪で起訴

一次訴訟判決から50年一係争中の水俣病訴訟

	訴訟名	裁判所	被告	原告	内容
1	ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟	熊本(国賠)	国・熊本 県・チッソ	1550人	2013.6.20提訴 熊本地裁で係争中
2		東京(国賠)	国・熊本 県・チッソ	82人	2014.8.12提訴 東京地裁で係争中
3		大阪(国賠)	国・熊本 県・チッソ	148人	2014.9.29提訴 2023.9.27大阪地裁判決 (原告勝訴) 大阪高裁へ
4	ノーモア・ミナマタ 第5次訴訟	新潟(国賠)	国・昭和電工	148人	2013.12.11提訴 新潟地裁で係争中
5	新潟第2次抗告訴訟	新潟 (行政)	新潟県・新 潟市	6人	2019.2.4提訴 新潟地裁で係争中
6	第2世代訴訟 (互助 会)	福岡 (行政)	国・熊本県	7人	2015.10.15提訴 2022.3.30熊本地裁判決 (原告敗訴) 福岡高裁で係争中
7	倉本認定義務付け訴訟	熊本 (行政)	熊本県	1人	2018.12.19提訴 熊本地裁で係争中
8	K氏認定義務付け訴訟	大阪 (行政)	熊本県	1人	2020.06.17提訴
9	御所浦の原告 認定義務付け訴訟	大阪 (行政)	国・熊本県	1人	2022.5.25提訴 2013.8.21認定申請 2019.1.9棄却、2019.4.2不服申立
10	特措法手帳返上損賠訴 訟	東京(損倍)	国・熊本 県・鹿児島 県・チッソ	1人	2015.1.13提訴 2019.6.1・東京地裁判決 (原告敗訴)、2020.02.27・東京高裁判決 (原告敗訴)、原告上告し最高裁で係争中

公健法が定める水俣病の認定基準 1977（昭和52）年判断条件

成人の場合（52年判断）

● 疫学条件

- ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
- イ. 魚貝類の摂取状況
- ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
- エ. 発病の時期、経過

● 臨床症候

四肢末梢優位の感覚障害＋

- ア. 運動失調
- イ. 運動失調疑い＋平衡機能障害または両視野狭窄
- ウ. 視野狭窄＋聴力障害など
- エ. 運動失調疑い＋その他の症候の組み合わせがあることから有機水銀の影響と判断できるもの

小児の場合

● 疫学条件

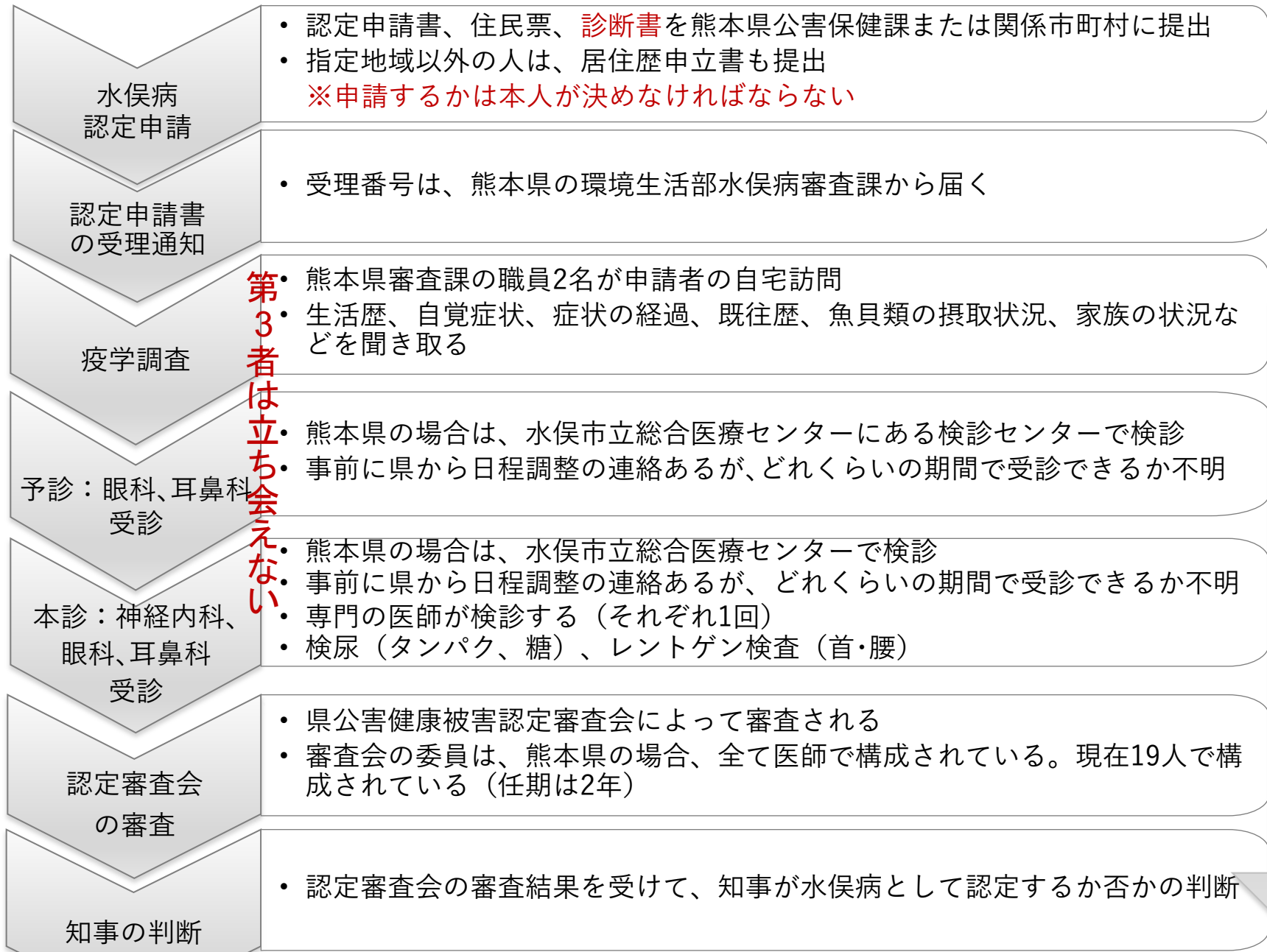
- 汚染時期に汚染地域に居住し、
- ア. 母の妊娠中の毛髪水銀50ppm超
母が水俣病に罹患している
 - イ. 臍帯メチル水銀1ppm超など当該児に濃厚な汚染があったと認められる

● 臨床症候

- 他に原因を求めがたい脳障害あり、
- ア. 知能障害、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害がある
 - イ. 後天性水俣病の症候の組み合わせある。ただし、感覚障害は認められないことがあり得る。

認定されなかった被害当事者は、国・県・チッソの加害責任を求め裁判するしかない状況に追い込まれる

熊本県の公健法上の水俣病認定申請の流れ



水俣病認定申請者治療研究事業
治研手帳

1995年最終解決策

1996年 水俣病総合対 策医療事業	1973年 チッソとの 補償協定
一時金 260万円	慰謝料 1600- 1800万円
申請期間 1年	申請期間 なし

水俣病関西訴訟最高裁判決

2004年10月

公式確認から48年
排水停止から36年
国と県の責任が確定

【判決理由の骨子】

▽国と熊本県は、1959年11月末の時点で、水俣病の原因物質が有機水銀化合物であり、排出源がチッソ水俣工場だと高い確率で認識し得る状況にあった

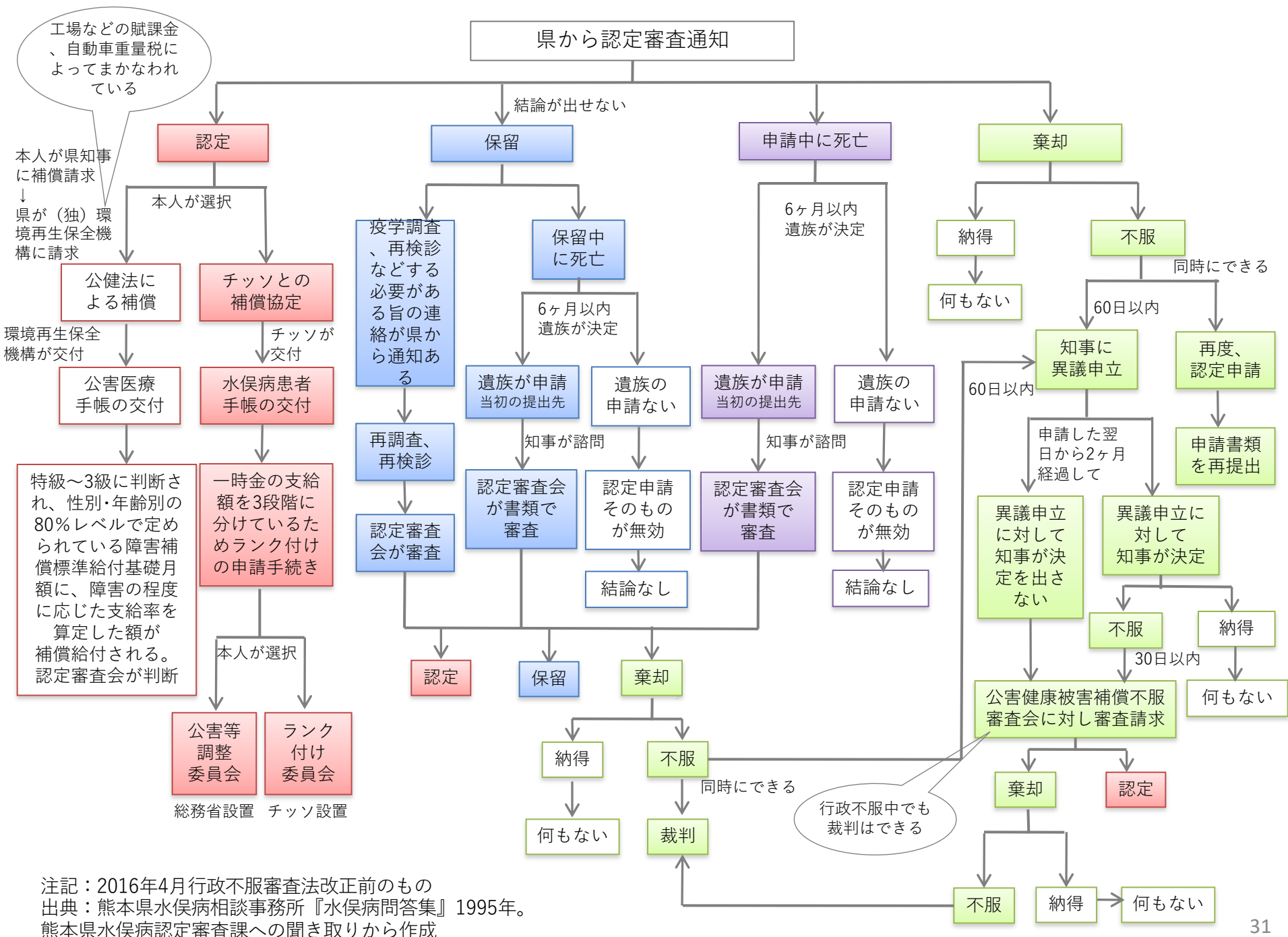
▽1959年12月末には水質2法などに基づく規制権限を行使して被害拡大を防ぐことができたが、60年1月以降もその権限を行使しなかったのは違法で、**国と県は賠償責任を負う**

2009年
水俣病の救済に
係る特別措置法

一時金
210万円

申請期間
3年

出典：2009年12月26
日、熊本日日新聞



公害健康被害補償不服審査会 (以下、審査庁)

- 1974年に設置
- 委員は6人
- **委員の任命**は、衆参両院の同意を得て**環境大臣**が任命
- どんなことを取り扱うか
 - 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分
 - 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定または救済給付の支給に関する処分
- この審査会の**裁決**は、行政不服審査法によって**関係省庁を拘束する**

水俣病関西訴訟最高裁判決 2004年10月

規制権限を行使せず被害拡大したとして、**国と県は賠償責任を負うと司法で認められた。**

にもかかわらず

- 審査庁の委員を任命するのは政治家の同意を得て環境大臣が任命する
- 皆さんはどう思いますか？

第2世代（胎児性世代）訴訟

国家賠償請求訴訟

原告9名 2013年原告1名が行政認定取下

2007年 提訴
2014年 熊本地裁判決→3名が認定
2020年 福岡高裁判決→全員棄却
2021年 上告退けられる

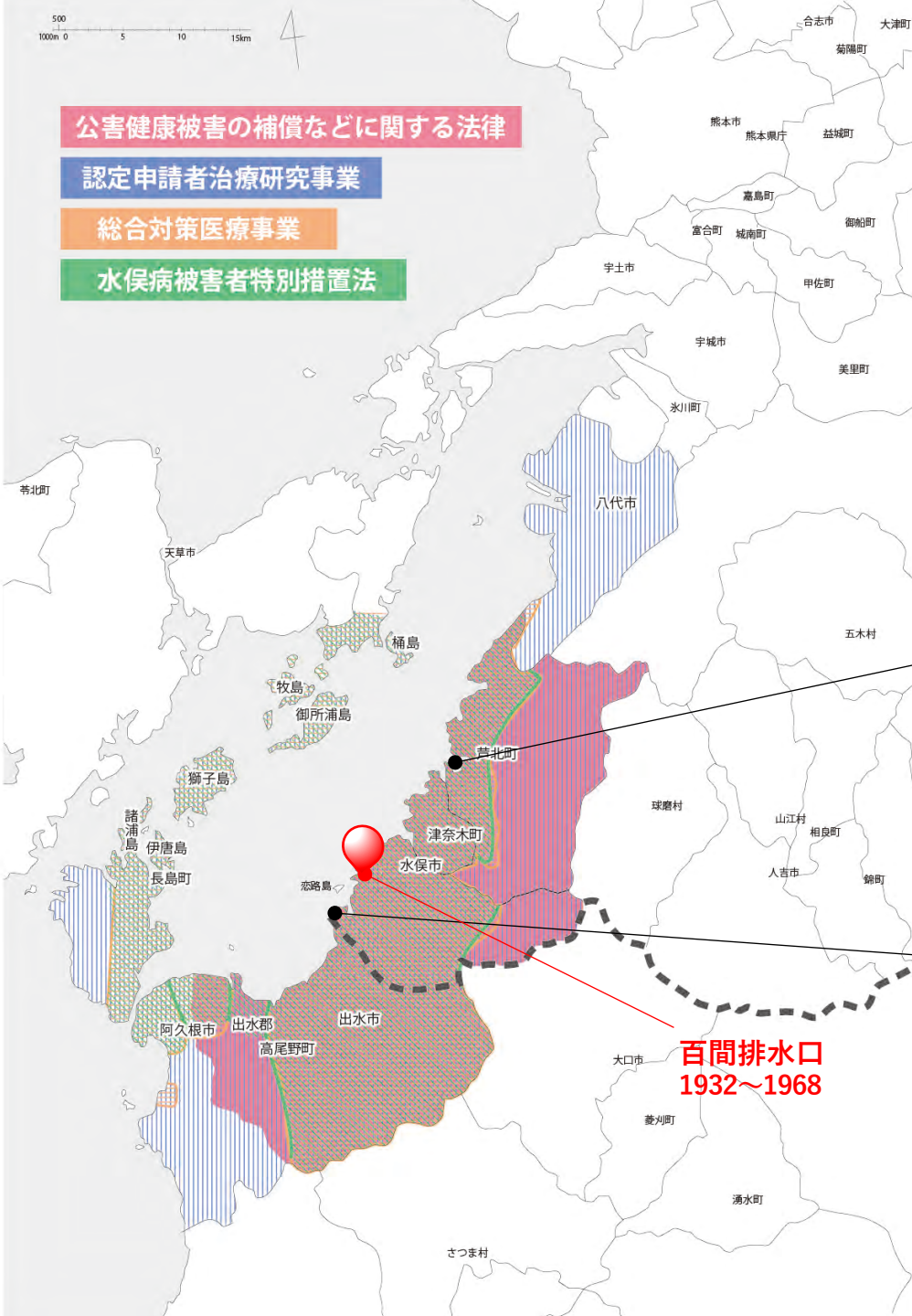
- チツソ：メチル水銀排出等の不法行為への損賠
- 国・県：各種規制権限を行使せず排水を止めなかったことへの賠償

認定義務付け訴訟

原告7名

2015年 提訴
2022年 熊本地裁判決→全員棄却
2022年 控訴 福岡高裁

- 不作為の違法確認の訴え
- 水俣病認定義務付けの訴え



公害健康被害の補償などに関する法律

認定申請者治療研究事業

総合対策医療事業

水俣病被害者特別措置法

チツソの位置 と 原告居住地域

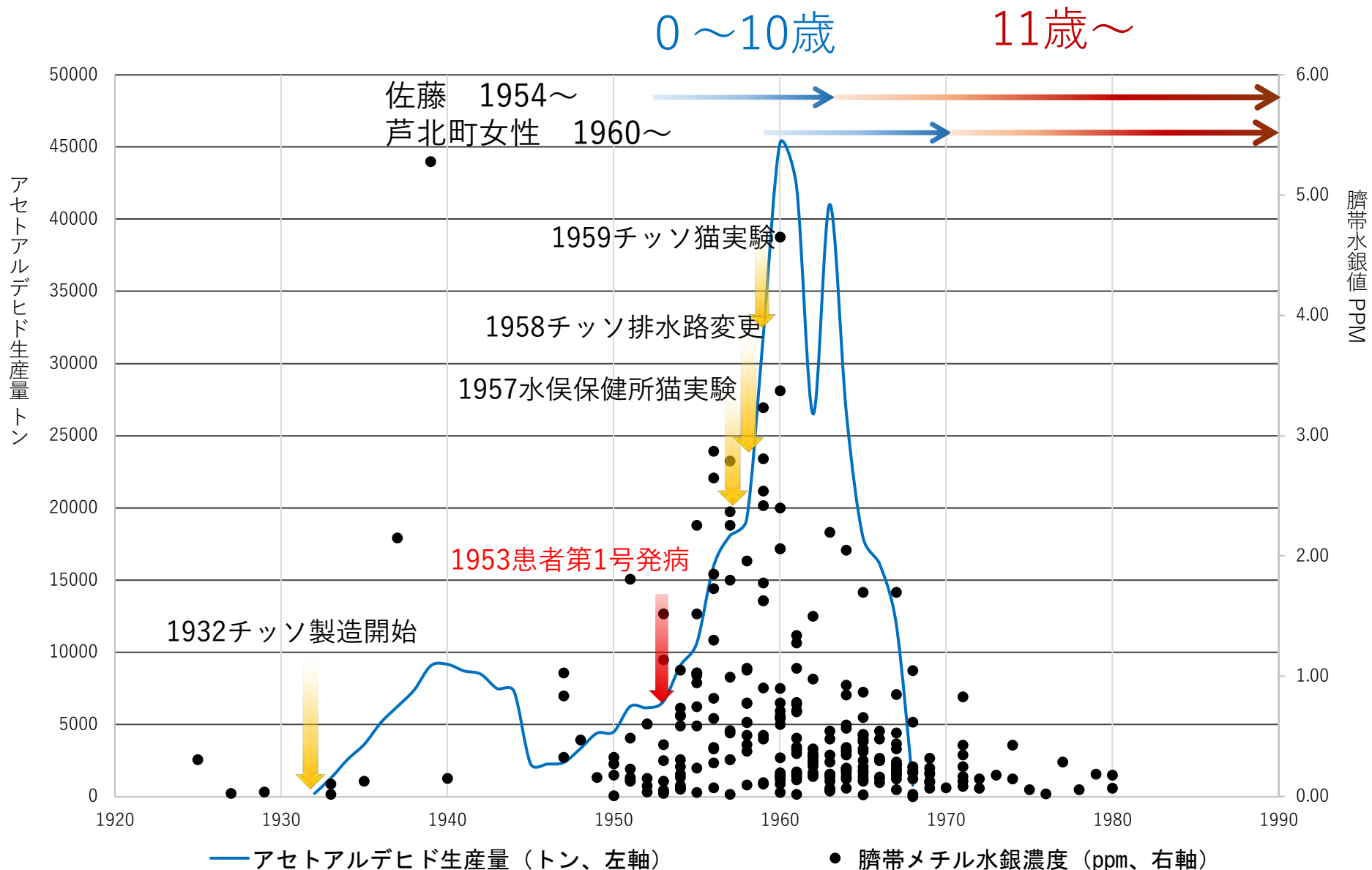
- 原告7名うち2名を紹介
- これまでの全ての救済策・公健法上の指定地域に居住

芦北女性

佐藤英樹さん

百間排水口
1932~1968

アセトアルデヒドの生産量と臍帯水銀値のグラフ



出典：「水俣工場のアセトアルデヒド生産実績と設備の稼働状況」有馬澄雄編『水俣病-20年の研究と今日の課題』青林舎,1979年,159頁 (甲A32) 、へその緒の水銀値は原田正純・頼藤貴志著「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号,2009年,153頁。(甲C2-35)

熊本県 水俣市茂道

人口：185世帯470名
(2007年)

認定患者：200名超



佐藤英樹さん

- 1954年に水俣市茂道に出生
- 祖父は漁師。父も漁師
- チッソは約束の給料の半額1万円しか支払わなかったため、家族8人を養うには厳しかったため、父は1本釣り漁などで漁を続けた
- 両親と祖母は認定患者
- 祖父1959年4月に酷いけいれん発作で急死、認定されず

同じ食卓を囲んでいた
英樹さんが裁判をおこした

義務付け訴訟の1審判決 佐藤さんの曝露について

- 父が1960年に漁業補償の一環で水俣工場に勤務したことなどから少年期に魚貝類の摂取は相当程度減少したとみるのが相当
- 魚を食べないようにしようという話はなく引き続き魚貝類を食べたと供述するが、当時5～6歳の記憶が残っていたり、その内容を理解できていたとは考えにくく、**かかる供述は信用できない**

出典：「判決文」熊本地裁、2022.3.30、321-323頁。

裁判所は原告は嘘を言っていると判断

熊本県の主張（行政不服審査請求口頭審理で問題になった曝露の記述部分を抜粋）

2015年11月30日

棄却通知

- 「有機水銀に対する**相当程度のばく露があったと認められました**」

2017年3月14日

弁明書

- 「**胎児期**においては水俣病を発症するほどの**ばく露があったとは認められない**」が出生後の曝露状況を踏まえて、「**出生後、メチル水銀に対する相当程度のばく露があったと認められる**」

2019年10月3日

弁明書（2）

佐藤さん口頭審理当日
に受け取る

- 「**乳児期**に水俣病を発症し得る程度のメチル水銀に**ばく露したと認めることはできず、幼少期にも同程度の水俣湾の魚介類を摂取していたとは考え難い。**」

行政不服で県が佐藤さんの 曝露を否定した理由

- 佐藤さんの父親が漁協組合員であり、操業自粛を知っていたこと・魚介類が危ないという状況を認識し得た
- 父親がチッソに就業後は水俣湾で採取された魚を大量に自家消費したとは考えがたい
- 佐藤さんご自身が魚介類を摂食されていないということで申し上げたのではなくて、水俣病を発症する程度には摂食されていない

**水俣病事件史上、熊本県が患者多発
漁村の方の曝露を否定したのは初**

出典：2019年10月12日熊本日日新聞 朝刊3面

公害健康被害補償不服審査会の裁決書 (2021.10.18)

体を締め付ける洋服や下着の着用により肩こり、腰痛などの症状が悪化していることから、何か圧迫生の機序でしびれが生じている可能性も考えられる。(略)

更年期障害が感覚障害の原因となっている可能性も考えられる。

以上によれば、請求人にみられる感覚障害をもって、有機水銀に対するばく露に起因する感覚障害と判断することはできない。

請求人は、20代からからす曲がり、頭痛、肩こり、ふらつき、耳鳴りがあったとしているが、これらの症状は、精神的な不定愁訴を含めた様々な病態によって生じるものであり、請求人に水俣病の主要症候が認められないことに鑑みれば、有機水銀に対するばく露に起因するものと判断することはできない。

第2世代国賠訴訟

控訴審での芦北町女島の女性に対する国・熊本県の主張

胎児期や幼少期のメチル水銀被害を訴える「水俣病被害者互助会」の未認定患者が、国や熊本県、チッソを相手に損害賠償を求めた訴訟。1審では3人が司法によって水俣病と認められた。

成人の場合（52年判断条件）

● 疫学条件

- ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
- イ. 魚貝類の摂取状況
- ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
- エ. 発病の時期、経過

ウ. 「兄弟において公健法に基づく水俣病認定患者が見当たらないことは、同居家族内でメチル水銀曝露状況が顕著に異なっていたこと、ひいては、これらの同居親族が父母のようにはメチル水銀曝露をしていなかったことを裏付けるものといえる。したがって、一審原告〇〇が、水俣病を発症し得る程度に高度のメチル水銀に曝露したとは認め難い。」

出典：「第7準備書面」福岡高等裁判所、2016年10月30日、p.30。

「庭先でしゃがんでこぶし大の魚をその魚より長い包丁で捌くことができていたと認められ、症候は認められないか、（水俣病は）認められるとしても軽度であった。したがって原告の両親が認定患者であることから、直ちに原告がメチル水銀中毒症を発症するに足りるだけのメチル水銀暴露があったとはいえない」

出典：国・熊本県「第5準備書面」、第2世代訴訟国賠訴訟資料

写真：芦北町女島の女性提供

水俣病関西訴訟最高裁判決

2004年10月

公式確認から48年
排水停止から36年
国と県の責任が確定

【判決理由の骨子】

▽国と熊本県は、1959年11月末の時点で、水俣病の原因物質が有機水銀化合物であり、排出源がチッソ水俣工場だと高い確率で認識し得る状況にあった

▽1959年12月末には水質2法などに基づく規制権限を行使して被害拡大を防ぐことができたが、60年1月以降もその権限を行使しなかったのは違法で、**国と県は賠償責任を負う**

行政不服審査請求処理状況 水俣病

2023年3月13日付

原処分庁	審査請求 件数	処理済件数					計	未処理件数
		取下げ等	裁 決					
			却下	取消し	棄却	計		
1 新潟県	149	39	0	2	104	106	145	4
2 新潟市	37	14	3	2	10	15	29	8
3 熊本県	569	320	8	7	184(4)	199(4)	519(4)	50
4 鹿児島県	142	58	3	3	69	75	133	9
合計	897	431	14	14	367(4)	395(4)	826(4)	71

(注) 上表括弧内は今回裁決分(内数)

協 定 書

(以下「甲」という。)とチッソ株式会社(以下「乙」という。)
とは、裏面の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置
の方針」(平成22年4月16日閣議決定)に基づき、次のとおり協定する。

特措法協定書でチ ッソが求めたこと

第2条 甲は、今後、水俣病問題に係る事項につき、次に掲げる行為その他一切の請求も
しくは活動等(団体を通じての請求、活動等を含む。)を行わない。

- ①乙に対する損害賠償請求訴訟その他一切の裁判上の請求
- ②乙に対する補償等を求める自主交渉その他一切の要求活動
- ③「公害健康被害の補償等に関する法律」の認定に関する認定申請、行政不服審
査請求及び行政訴訟
- ④国家賠償請求訴訟

(住所) _____

甲 (氏名) _____ (実印)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

乙 チッソ株式会社
代表取締役会長 後藤 舜吉

解決していない理由（複数回答）

